

障がいのある学生への支援体制

【相談者】

在学生：学生・保証人 / 入学前：志願者

【相談窓口】

学生・保証人 → 学生支援課（学生支援担当）
志願者 → 入試事務室

診断書・
障害者手帳なし

症状確認

学生支援課
（学生支援担当）
学生相談室

面談
状況・要望等確認

診断書・
障害者手帳あり

面談

状況・要望等確認

支援内容の検討

支援を行うにあたり、関係者・関係部署【学科教員・学事課（教務担当）・学生支援課（学生支援担当）】で検討し相談者と協議しながら支援内容を決定する。

合理的配慮の内容決定・実施